

令和6年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和6年3月6日 午前10時00分 開会
午後2時52分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | | | |
|------------|-----|------|-----|------|
| 3. 出席議員15名 | 1番 | 西川善浩 | 2番 | 横井晶行 |
| | 3番 | 柴田三乃 | 4番 | 坂本剛司 |
| | 5番 | 杉本訓規 | 6番 | 梨本洪珪 |
| | 7番 | 吉村始 | 8番 | 奥本佳史 |
| | 9番 | 松林謙司 | 10番 | 谷原一安 |
| | 11番 | 川村優子 | 12番 | 増田順弘 |
| | 13番 | 西井覚 | 14番 | 藤井本浩 |
| | 15番 | 下村正樹 | | |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板 橋 行 則	書	記	新 澤 明 子
書 記	神 橋 秀 幸	書	記	岸 田 聖 士

6. 會議錄署名議員 6番 梨 本 洪 珪 7番 吉 村 始

- ## 7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について

- 日程第4 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第3号 葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度葛城市一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第9 議第4号 葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについて
- 日程第10 議第5号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第6号 葛城市防災会議条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第7号 葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第8号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第9号 葛城市保育所条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第10号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第11号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第12号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
- 日程第18 議第13号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第14号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについて
- 日程第20 議第15号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第21 議第16号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第22 議第17号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第23 議第18号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第19号 葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて

- 日程第25 議第20号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第21号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第27 議第22号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の議決について
- 日程第28 議第23号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第29 議第24号 令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第30 議第25号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第26号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第32 議第27号 令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第33 議第28号 令和6年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第34 議第29号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第30号 令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第31号 令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第37 議第32号 令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第38 議第33号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第39 議第34号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第40 議第35号 令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第41 議第36号 令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和6年第1回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和6年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和6年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には令和6年度当初予算をはじめ、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

まず初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第41までの38議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

次に、葛城市議会全員視察研修についてご報告申し上げます。去る2月14日から2月15日にかけて実施いたしました葛城市議会全員視察研修の結果報告書を作成いたしましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

葛城市議会全員視察研修の結果についてご報告いたします。去る2月14日、15日の2日間、神奈川県秦野市及び神奈川県三浦市において、それぞれ視察研修を行いました。

研修1日目は、神奈川県秦野市において、議会災害時等行動マニュアルについて及びペーパーレス会議システムについての視察研修を行いました。

議会災害時等行動マニュアルについては、今年1月、能登半島地震が起き、災害を他人事ではなく自分事として捉え、災害対策に向けて体制を整備する必要があると感じた中での研修となりました。秦野市は9か月間という短期間でマニュアルを作成され、平成29年4月から運用されており、令和元年10月の台風19号の上陸に際し、議会災害等対策会議を設置した実績があります。毎年、継続的な実践型の訓練やマニュアルの改訂を行うなどの学びを続けておられました。

また、ペーパーレス会議システムにつきましては、葛城市議会は昨年10月にSideBoo o k sを導入している大阪府の2つの自治体に視察に参りましたが、今回の研修は、システムの選定に当たり、その比較をするために、別システムであるmoreNOTEを導入され、議場に大型スクリーンを設置し、資料を投影することで、市民に親しまれる議会改革を行っている秦野市に注目し、その運用状況等について学ぶことができました。導入によって、紙

の使用量の削減、議会運営の効率化と可能性の広がりを考えられますが、全議員がシステムを使いこなすためには、操作勉強会などを開催し、タブレット端末導入に対する不安に対応できる体制が必要であると考えました。

研修2日目は、神奈川県三浦市において、議員定数削減について視察研修を行いました。

三浦市議会は平成27年に議員定数を2名削減されており、この提案に対して、当時、賛成派、反対派として討論を交わした現職の議員から直接説明を受けることができました。議員定数削減に伴う議会運営での影響や市民の対応について、また、議員の資質向上や議会活動の見える化について、活発な質疑を交わしてまいりました。

葛城市議会では、これまで議会改革特別委員会におきまして議員定数、議員報酬、政務調査費に関して調査を続けてまいりました。今後は1つ先のステージへと駒を進め、我々議員の定数等をどのように改革し、決定していくか議論を尽くしてまいりたいと思います。

いずれの研修におきましても、各議員から活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となりました。今回の視察研修において見聞させていただいたことにつきましては、今後の議会改革や議会活動に役立ててまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和5年度葛城市議会全員視察研修の報告とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

次に、閉会中に開催されました葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

5番、杉本訓規議員。

杉本葛城市の水道水に関する調査特別委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況を報告したいと思います。ちょっと長いんですけども、しばらくご清聴をよろしく願います。

まず、本委員会については、第1回を令和6年1月16日に、第2回を2月28日に開催し、第1回では今後調査すべき課題の洗い出しについて、各委員から意見をいただきました。

その中で、近々の課題といたしましては、トリクロロ酢酸が基準値を超えることがあったこと、残留塩素が検出されなかったことについて、現在の状況と現在講じている対策等、その効果を調査する必要があるとともに、トリクロロ酢酸について水質基準が強化された平成27年から現在までの水質検査におけるトリクロロ酢酸の検出状況について、理事者側に報告を求めていきたいという意見がございました。

また、多くの委員からは、県域水道一体化調査特別委員会で調査され、作成された最終報告書に記載されている8つの課題について、本委員会で調査、検討する課題であり、特に現在策定中の水道ビジョンについて、策定後の報告だけではなく、途中の段階で逐次報告を求めることについて、市議会としてチェック機能を果たすとともに、事業提案していくべきだという意見がございました。

第2回は、第1回の協議を受け、確認した調査すべき課題のうち、優先して調査する必要がある5項目について事前に報告しておき、それらについて、理事者に資料を交えた報告を求めました。なお、報告を受けるに当たり、5つの項目を水質検査、短期的・長期的対策、

水道ビジョンの3つの分野に整理して報告を求めることにいたしました。

まず最初に、水質検査について、以前の厚生文教常任委員会で報告したトリクロロ酢酸の水質基準値の超過は、令和元年度から令和5年度の間に5回発生していると報告したが、平成28年度にも1回超過している。また、トリクロロ酢酸について水質基準が強化されたのが平成27年4月からであるが、現存する平成18年からの資料で、旧の水質基準には適合していましたが、新しい水質基準で適合しなかったことは、平成26年度に1回のみである。一方、この事態を受け、北花内と笛堂地内において臨時的に毎週水質検査を実施しているが、水質基準の範囲内である。また、トリクロロ酢酸について水質基準が強化された経緯についても報告がございました。

この報告を受けて、1日当たりの摂取量を超えてトリクロロ酢酸を摂り続けた場合、人体への影響はという問いがありました。マウスやラットを使用した臨床検査によると、非発がん性毒性では、肝細胞の肥大や壊死といった症状が見られた。発がん性毒性では、肝腫瘍の増加が見られたということであるという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、平成28年度にトリクロロ酢酸が1回水質基準を超過しているが、このとき再検査をしていないのか。また、再検査を実施されたときに約2週間期間を空けているが、その理由はという問いに対して、平成28年度当時のホームページにも再検査の結果を掲載していないことから、理由は不明であるが、実施していない可能性が高い。再検査までの期間については、十分な低減措置を講じた後で検査することとなっているからであるという答弁がありました。

ほかの委員からは、令和5年6月13日、北花内でトリクロロ酢酸が水質基準値を超過しているが、それよりも末端と思われる笛堂では超過していないが、その理由についてはという問いに対して、北花内は主に新庄浄水場系統で、笛堂については新庄浄水場系統に加え、県営水道の浄水100%の平岡受配水池の系統とつながってループ状になっていることにより、県営水道の浄水の割合が高かったと考えられるという答弁がありました。

また、7月に基準値超過が多く発生しているが、雨が原因なのか。また、このような事象は葛城市だけのものなのかという問いに対し、大雨の後、山にある有機物が池に流入してくると思う。また、7月は気温が高くなるからである。トリクロロ酢酸の基準値超過については、ほかの市町村では聞いたことがないが、再度調査して報告するという答弁がありました。

次に、短期的・長期的対策について報告があり、短期的な対策のソフト面については、毎週水質検査を実施し、トリクロロ酢酸の数値をホームページに掲載する。ハード面においては、北花内及び笛堂の配水管の末端ドレンに、タイマーを利用した自動排水設備を設置する。高温水期の水質検査の頻度を増やし、前駆物質が多いとされる水源を限定し、取水量を調整する。また、トリクロロ酢酸の生成を抑制するための薬品注入設備として、原水に塩素を注入する前塩素処理から、凝集沈殿池から急速ろ過までの間で塩素を注入する中間塩素処理に変更する。

長期対策のソフト面においては、原水におけるトリクロロ酢酸の性質性能は、色度や紫外

線の吸光度と相関関係があることが考えられることから、日常の点検及び組み込みデータを蓄積することで、トリクロロ酢酸の発生傾向を確認する。また、ハード面においては、トリクロロ酢酸の生成を抑制するのに有効な方策として活性炭処理があるが、初期費用及び維持費が高額である。必要となる設備の規模や取水する原水の水質等を慎重に調査、検討して進めていく必要があるという報告がありました。

この報告を受け、ドレンにタイマーを設置して定期的に排水するとのことだが、設置は既に行われているのかという問いに対し、北花内については、2月上旬に水道課の職員で設置した。もう1か所については、年度内にタイマーを購入し、設置する予定であるという答弁がありました。

ほかの委員からは、中間塩素処理は有効なのか。活性炭処理を至急導入すべきではないかという問いに対し、トリクロロ酢酸の生成抑制対策としては、中間塩素処理と活性炭処理が有効とされている。専門家やコンサルタント会社、プラントメーカーとも相談して進めていく。活性炭処理の導入については、水道ビジョンにおいて将来的には考えているが、現在は応急措置として、安価な対策として中間塩素処理を導入するという答弁がありました。

また、池のしゅんせつ物の影響でトリクロロ酢酸が発生するのかという問いに対し、しゅんせつ物の除去については、効果はゼロではないと思うが、大雨で山から運ばれてきた有機物が池に流入するのが一番の原因と捉えているという答弁がありました。

最後に、水道ビジョンについて、新規水源調査や基本計画策定業務における事業評価、課題抽出について中間報告がありました。

この報告を受け、大和郡山市で利用されている地下水を新たな水源として利用しないのかという問いに対し、深井戸からの取水については、安定した水質であるが、鉄分やマンガンが非常に多く、池水と混水することで、浄水過程を分ける必要がある。しかし、非常に有効な手段だと思うので、今後検討していきたいという答弁がありました。

ほかの委員からは、トリクロロ酢酸の処理が加わったことで、想定外に水道料金が上がってしまうことがあるのかという問いに対し、粒状活性炭処理については、トリクロロ酢酸の対策としては有効な手段であるが、水質全般に有効な手段であるので、導入については考えていきたい。水道料金では、できるだけ影響しないように、財政計画を練った上で考えていきたいという答弁がありました。

ほかの委員からは、導水管や送配水管の布設年度が不明であることから、耐震性がない等説明があったが、このようなことで水道ビジョンが策定できるのか。また、今まで施設等に投資してこなかったのが水道料金が安価であったとされているが、必要な整備をしたら値上がりするのかという問いに対し、管路の布設年度が不明な導水管や送配水管が多数存在するが、推定手法があるので、それを基に布設年度をあらかじめ推定した上で、布設替え年度を特定していきたい。また、水道料金については、流域水道一体化のときから申し上げているように、値上げをお願いする時期が必ず来るが、できるだけ市民の皆様に負担をかけないように今後財政計画を練っていきたいという答弁がありました。

また、新規水源開発については、今年度末で調査を終了することになっているが、予定よ

り遅れているのかという問いに対し、もう少し時間をいただきたい。ダム建設も検討したが、あまりにも高額である。河川の表流水についても水利権があり、利用は難しい。既存のため池活用、新規のため池の整備、地下水の3つの方法から検討しているという答弁がありました。

ほかの委員からは、今後、新たにシミュレーションするということだが、県域水道一体化のときに提示したシミュレーションは間違いだったのかという問いに対し、県域水道一体化のときのシミュレーションは、建設の投資額として、配水管の布設替え等で2億円、浄水場施設整備では3億円、年間合計5億円を30年間投資することを前提としてシミュレーションを作成した。今後、新たに水道ビジョンを作成し、整備計画が出てくることで、より精度の高いシミュレーションになってくる。県域水道一体化で示したものよりは若干厳しいものに変わってくるものと思われるという答弁がありました。

ほかに、どの程度自己水源を確保する予定なのかという問いに対し、主に自己水源で給水できる程度と考えている。不足分については、県営水道を利用する。今後、住宅開発等で水需要が高くなってくることが予想されるので、それを補う分についても県営水道の取水を考えているという答弁がありました。

本委員会の最後に、今後の葛城市の水道事業の運営に役立つものとして、能登半島地震の被災地に給水活動のために派遣された職員の報告を受けました。

閉会中に開催いたしました2回の本委員会の中で、各委員から、県域水道一体化で単独経営を選択した限りは、市民に安全で安定した水道水を安価で提供できるよう努力していただきたいという要望や、冬期に水質は安定しているので、頻繁に水質検査をする必要はないと思うので、トリクロロ酢酸が発生する時期に確実な対応をしていただきたい。また、今後の委員会運営のためにも、遅れなく水道ビジョンの作成に対応していただくとともに、逐次報告していただきたいという要望がありました。

以上といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておることを付け加えて、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の報告といたします。

川村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております3件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から召集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件、承認案件、条例改正や一般会計及び特別会計におきます令和5年度補正予算並びに令和6年度当初予算など、合計38件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様お一人お一人にとりまして、住みよいまちづくりの実現に向け、市職員が一丸となって努力してまいる決意でございます。後ほど、令和6年度の施政方針におきまして、市長としての所信を申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、梨本洪珪議員、7番、吉村始議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 令和6年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月26日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法につきましてでございます。

日程第3において、市長から令和6年度の施政方針がございました。

次に、日程第4、議第1号及び日程第5、議第2号の2議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次の日程第6、議第3号議案につきましても人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第7、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により、質疑のみを行います。

次に、日程第8、承認第1号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第9、議第4号から日程第25、議第20号までの条例制定、条例の一部または全部改正、17議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査をお願いします。総務建設常任委員会は議第4号から7号までと議第18号、議第20号の6議案を付託し、審査をお願いいたします。厚生文教常任委員会は議第8号から議第17号までと議第19号の11議案を付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第26、議第21号の奈良広域水質検査センター組合規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第27、議第22号から日程第32号、議第27号までの補正予算6議案と、日程第33、議第28号から日程第41、議第36号までの新年度予算9議案の予算関係15議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、今回の予算特別委員会の定数は8名としますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願いします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、お手元に配付したとおりでございます。会期は本日3月6日から3月26日までの21日間とし、7日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催します。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。13日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係の付託議案の審査をお願いします。15日と21日は午前9時30分から、18日と19日は午後1時から予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いします。22日と25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各委員会における調査事項について、審査状況を各委員長より報告をお願いします。その後、各常任委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果についての報告をお願いし、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑方式を選択される場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択される場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含まれません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

川村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から26日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から26日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和6年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和6年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。ここに新年度の当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様及び市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、本年1月1日に発生した能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々のご冥福を改めてお祈りいたしますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。本市におきましても、市民の皆様のご支援の下、震災直後より被災地に向けて物資の提供や義援金の送金、職員の派遣などを行ってまいりましたが、被災地の甚大な被害状況を目の当たりにした派遣職員の報告を受け、自然災害の脅威を改めて痛感するとともに、災害に強い葛城市として、市民の皆様のご生命や財産、暮らしを守るため、あらゆる角度から全力を挙げて災害対策に注力してまいります。

まず、ハード面におきましては、引き続き住宅やインフラ整備の耐震化を推進するとともに、防災重点ため池につきまして、災害発生時に決壊等による下流域への被害発生を未然に防止するため、計画的に劣化状況等の調査やため池パトロールを実施し、耐震補強工事を進めて強靱化を図ってまいります。また、ため池貯留事業につきまして、引き続き計画的に改修を進め、地元の協力を得ながら、ため池の低水位管理をしていただくことで、総合的な治水対策にも取り組んでまいります。

一方、ソフト面におきましては、いざ災害が起こった際の受援も含めた体制づくりの強化や、関係機関との円滑な連携を図り、さらには共助を基本とした地域の防災力を高めるため、各大字に対して防災・減災対策活動補助金の交付を行ってまいります。また、このたびの地震を教訓に、災害時におけるトイレ不足に鑑み、衛生面や感染症予防等の観点から、避難される方々が少しでも快適な避難所生活を送ることができるよう、仮設トイレと自動車が一体化したトイレカーを整備してまいります。また、避難体制を強化し、広域災害にも対応した自治体支援や被災者支援の体制を構築してまいります。

次に、皆様もご承知のとおり、本市は平成16年10月1日に新庄町と當麻町の合併により誕生し、新年度は市制施行20周年という記念すべき年を迎えます。ここに、市の礎を築き支えてくださった先人のご尽力に対し、感謝申し上げる次第でございます。そして、今や本市は、東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している住みよさランキングにおきまして、安定した高い評価をいただいております。また、全国の自治体におきまして人口減少が進む中、本市は人口の増加を続けております。このことは、これまでの市民の皆様のご理解とご協力

のたまものであり、また、市の地道な取組が実を結んだ結果であると自負しております。この節目の年となる新年度からは、新たなステップとして、活力あるまちづくりを進め、葛城市のさらなるバージョンアップを図ってまいります。また、輝かしい未来に向けての新たな出発を市民の皆様と共に盛り上げる１年として、秋に開催予定の記念式典をはじめとする市制施行20周年記念事業を実施いたします。１年を通じて数多くの記念事業を実施することで、市制施行20周年の機運醸成を図るとともに、市民の皆様を元気にする催しを開催してまいります。

続いて、子育て支援施策のさらなる充実についてでございます。18歳までの子どもに係る医療費につきまして、奈良県内の全ての市町村において、令和6年8月診療・調剤分より、医療機関等の窓口で一部負担金を支払うだけで医療サービスを受けることができる現物給付方式が導入されます。さらに、本市におきましては、県内の市では初の施策として、医療機関等の窓口で一部負担を撤廃し、18歳までの子どもに係る医療費につきまして、自己負担分の完全無償化を実現いたします。また、新年度から、少子化対策の一助となるよう、保育所等を利用されている子育て世帯の収入や第1子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料の無償化を実施いたします。本市は、先ほど申し上げました東洋経済新報社の住みよさランキング2023の子育てしやすい自治体ランキングにおきまして、大阪圏で第1位の評価を受けておりますが、これに甘んじることなく、さらなる一步を踏み出すために、具体的な施策を積み上げ、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

続いて、本市の強みを生かした活力ある観光施策の推進についてでございます。本市には、いまだ活用できていない潜在的な観光資源が数多くございます。例えば、豊かな自然を背景とした山麓エリアの耕作放棄地には、魅力ある観光スポットとして有効活用できる可能性がございます。その1つの施策として、山麓周辺エリアをつなぐルートを整備して、多くのハイカーに来てもらうことによりにぎわいを創出し、山麓地域の活性化を図ることを目的とした（仮称）西の山の辺の道のルート作成、整備を進めてまいります。また、大阪市内から自動車で高速道路を利用すれば約40分の距離にある本市を中南和観光の基点とすべく、まずは魅力あるイベントを開催し、市内へ訪れる観光客数を増加させることにより、本市における宿泊施設の需要を掘り起こすとともに、インバウンドを含めた旅行者の動向を分析し、宿泊施設に関する調査研究を進めてまいります。特に、葛城インターチェンジ周辺エリアにおきましては、潜在型観光の創出と広域観光の促進により、奈良県の西の玄関口として最初と最後の滞在拠点となることを目指し、エリアの活性化と観光によるまちづくりを展開してまいります。奈良県社会教育センターの跡地利用につきましては、本市のまちづくりの重要事業と考え、民間事業者による宿泊施設の誘致に向けて、県との協力体制を維持しながら推進してまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症からの復興についてでございます。令和5年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症とされるなど、社会経済活動を中心に、平時の状態へと戻りつつあるところではありますが、3年以上にも及ぶコロナ禍により、市民生活や地域活動は大きなダメージを受けました。そこで、本市におきましては、市民の皆様の笑顔を取り戻す

べく、コロナ禍からの復興に向けて、令和5年度に第1回けはやちゃんこ鍋コンテストをはじめとする様々な事業やイベントを実施してまいりました。新年度は、引き続きコロナ禍で生じた市民生活の様々な変化を踏まえつつ、生活困窮者に対する生活再建支援等、行政としてのセーフティーネットの役割を十分に果たしながら、先ほど申しあげました市制施行20周年記念事業をはじめとする事業やイベントを実施していく復興作業をさらに加速させ、新たなにぎわいを創出し、民間の方々のお力も借りながら、活力に満ちた葛城市に向けて施策を実施してまいります。

続いて、待機児童対策についてでございます。令和6年3月末をもって、老朽化により閉所となる磐城第1保育所が磐城認定こども園に統合されるに伴い、新たに整備される磐城認定こども園の調理室におきまして、園児たちに安全でおいしい給食を提供できるよう、保育環境の充実を図ってまいります。また、令和4年度より2か所の民間小規模保育所を誘致し、皆様にご利用いただいているところではございますが、さらに、令和6年5月には當麻地区に民間の認定こども園の開園も予定しており、長年の課題であった待機児童の解消につきましては、大きく前進することとなります。今後も引き続き多様化する子育てニーズに対応すべく、市内の民間保育所や認定こども園、民間小規模保育所とも連携しながら、さらなる保育の質の向上を図ってまいります。

以上の事柄に重点を置きながら、引き続き「市民第一の住みよいまちづくり」を根底に据えつつ、「教育環境の充実と子育て支援」「高齢者・障がい者福祉の充実」「市民の生命・財産を守る災害対策」「環境にやさしい葛城市」「堅実な財政への改革と健全化」「産業・振興の活性化」を政策の軸として事業に取り組んでまいります。

それでは、新年度の重要な施策の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

1つ目でございます。調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築。

いきいきセンター管理事業であります。いきいきセンターにつきましては、令和5年度に施設の長寿命化を図りながら、利用者の利便性の向上や段差解消などの安全面にも考慮し、加えて、指定避難所機能を強化する改修を実施してまいりました。また、この改修により導入いたしました温室効果ガス削減効果の高いコージェネレーションシステムにより、ゼロカーボンシティ宣言に沿った効率的なエネルギー利用を促進してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。新年度、いきいきセンターにおきまして、高齢者専用のスポーツによる介護予防プログラムを実施いたします。専門の指導員によるマシンエクササイズ、サーキットトレーニングを導入し、高齢者の運動を習慣づけることで、体力維持や認知機能の向上を図ってまいります。また、介護予防リーダーの育成を継続し、地域での通いの場となる自主運動教室の立ち上げと活動の継続につきまして、引き続き支援をいたします。

地域福祉の推進であります。奈良県との地域福祉の推進に関する協定に基づき、福祉における地域の様々な課題につきまして、奈良県と協働・連携し、取組を進めております。地域に暮らす全ての人が支え合いながら、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共につくって

いく地域共生社会の実現に向け、多様な分野との連携による地域づくり、共生の文化が広がるまちづくりを推進してまいります。

障がい福祉の充実についてであります。障がい者の生活や就労に関わる支援のさらなる充実を図るとともに、障がい福祉サービスが円滑に利用されるよう、引き続き取り組んでまいります。あわせて、障がい児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するため、サービスの質の確保、向上に向けた体制構築に引き続き取り組むとともに、障がい児、障がい者のそれぞれのライフステージに応じた、切れ目のない支援の充実を図ってまいります。また、令和5年4月に手話言語条例が施行され、主な活動として、市内各小学校への手話の普及に努めております。手話への理解をはじめ、あらゆる障がいに対する理解促進につきまして、より一層努めてまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業についてであります。特別な支援を要する子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで、切れ目のない支援を行うことを目的に設置した子ども・若者支援地域協議会を中心に、教育、保健、福祉、就労などの関係機関が連携して、引き続き支援を行ってまいります。また、乳幼児健康診査の際には、引き続き臨床心理士が同席して相談に当たることで、こども・若者サポートセンターでの子育て発達相談につないでまいります。さらに、臨床心理士が巡回相談員として、引き続き保育所、幼稚園、認定こども園や小・中学校に出向き、相談支援にも当たってまいります。

人権の尊重についてであります。講演会や市民講座などの人権教育や人権啓発を継続して行うとともに、関係機関や団体等とも連携し、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画事業の推進であります。第2次葛城市男女共同参画基本計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を払拭し、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち」を目指して、その推進に努めてまいります。また、女性の悩みに寄り添う相談事業とともに、DV防止の啓発を行ってまいります。

生活困窮者自立支援事業についてであります。昨今の物価高騰の影響により、生活に不安を抱えている方々に対して、専門職員が相談者に寄り添い、ほかの関係機関とも連携し、自立に向けて切れ目なく生活再建まで包括的に支えてまいります。さらに、社会との関わりに不安があることなどにより、就労が困難な方に対しましては、一般就労に向けた基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会についてであります。就業支援策として、引き続き御所市、五條市と共同で合同企業説明会を開催いたします。あわせて、個別相談を実施し、ハローワークをはじめとする関係機関との連携の下、求職者の支援を行ってまいります。

（2）豊かな自然の保全・継承。

循環型社会形成の推進についてであります。プラスチック製容器包装の分別は、市民の皆様のご協力で順調に進んでおり、今後はそのほかのプラスチック使用製品のリサイクルに向け、検討してまいります。また、より一層のごみの減量化を図るとともに、環境啓発を行うことで、循環型社会形成に向けて、引き続き取り組んでまいります。

ゼロカーボンシティの推進についてであります。地球温暖化対策実行計画推進本部におきまして、本市の事務事業における温室効果ガス排出量を把握し、その排出を抑制するための全庁的な取組を継続し、2050年までに、本市の二酸化炭素排出量につきまして、実質ゼロの実現に向け取り組んでまいります。

各種森林・林業施策であります。危険木等の伐採を行うとともに、地籍調査が行われていない森林部の地番図作成を行い、今後の間伐などの事業に役立つ調査を行ってまいります。また、乳幼児期から木製品に接し、自然素材を感じることで豊かな心を育むため、出生届の際、保護者に積み木を配付する木育推進事業につきまして、より喜んでいただける事業となるよう充実を図ってまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業についてであります。長寿命化計画に基づき、都市公園施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により、公園利用者の安心・安全を確保してまいります。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用についてであります。市内各所の国宝や重要文化財等の保存修理事業、防災・防火事業等に対する助成や史跡の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査を実施してまいります。また、歴史博物館では、季節ごとに展示会を開催し、本市の多様な歴史的魅力を紹介してまいります。

歴史博物館第25回特別展映像制作事業についてであります。當麻寺練供養が新たに国の指定重要無形文化財となります。この機会に、改めて當麻寺練供養への理解を深めるとともに、本市の伝統や文化、観光の魅力を国内外に発信することを目的とした映像を制作いたします。制作した映像は、新年度、歴史博物館で開催する秋の特別展のほか、教育現場や観光広報の場などで広く公開し、発信を続けるとともに、記録として保存し、當麻寺練供養の価値や魅力を後世に伝えてまいります。

2. 壮健・学習～心と身体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で暮らせるまちづくり。

健康づくり・食育の推進についてであります。新年度より、第3期葛城市健康増進計画及び第2期食育推進計画、第2期自殺対策推進計画の3計画の推進がスタートいたします。本市の健康づくりや食育、自殺対策に係る課題を明らかにしながら、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせるように、市民、地域、行政が一体となり、具体的な施策に取り組んでまいります。

認知症地域支援・ケア向上事業についてであります。認知症予防教室や認知症カフェへの参加に対する継続的な支援を行うほか、徘徊高齢者などによる事故への損害賠償保険に加入し、万が一に備えるなど、環境整備を引き続き行ってまいります。また、新年度におきましては、認知症当事者と家族の生活を描いた映画の上映会を開催するとともに、バーチャルリアリティを活用し、認知症の方が感じる世界を疑似体験できるコーナーを設置し、認知症の正しい理解につきまして、広く啓発を行ってまいります。

家族介護支援事業についてであります。紙おむつなどの支給対象要件を要介護3以上に緩

和し、さらに、所得要件を撤廃することで、在宅高齢者を介護しているご家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するとともに、要介護状態にある高齢者の生活の質の向上を図り、住み慣れた我がまちで生活を続けていただけるよう、環境を整備してまいります。

生活支援体制整備事業についてであります。地域での互助を推進し、高齢者の生活支援サービスの体制整備を進めることを目的として、生活支援コーディネーターと地域のつながりを一層推進してまいります。

また、有識者・民生委員・区長会の代表者などで構成される市内全域を対象とした第1層協議体に加え、生活支援・移動支援・通いの場支援の3つの各テーマごとに興味のある方が参加するプラットフォーム型協議体を新たに設置し、社会福祉協議会とともに、地域での支え合い・助け合いを目的とした仕組みづくりを支援し、高齢者の積極的な社会参加や介護予防の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度についてであります。より安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けて、平成30年度より段階的に取り組んできた国民健康保険の県単位化が完成を迎え、新年度からは同じ世帯、同じ所得水準であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなります。本市におきましては、引き続き保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保険事業の充実など、皆様に身近できめ細やかな業務を担ってまいります。後期高齢者医療制度につきましては、引き続き奈良県後期高齢者医療広域連合と緊密に連携を図りながら、被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けることができるよう注力してまいります。今後ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業に積極的に取り組むことにより、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとし、安定的で健全な制度運営の継続につなげてまいります。

新型コロナウイルス対策事業についてであります。新型コロナウイルスワクチンは、新年度から重症化予防に比重を置いたB型疾病に分類されることから、季節性インフルエンザと同様の定期接種に位置づけられます。適切な対策を講じつつ、接種体制の確保に努めるとともに、季節性インフルエンザ同様、適切な感染対策を啓発し、感染拡大防止に取り組んでまいります。

（2）教育・学習による未来の市民づくり。

こども・若者支援事業についてであります。こども・若者サポートセンターと母子保健事業に携わってきた健康増進課が共に連携及び情報共有に取り組むこども・若者家庭センターを令和6年4月に設置いたします。当センターは、国が求める母子保健や児童福祉領域に加えて、教育領域を合わせた一体的な支援を行うもので、母子保健や児童福祉につきまして、十分な知識を有する統括支援員とセンター長を配置し、妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに、支援体制の強化、充実を図ってまいります。

児童福祉総務事業についてであります。令和7年3月末をもって、第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了することに伴い、令和5年度から新年度にかけて、第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しております。子育て世帯の皆様にとって、より住みやすいまちとなるよう、策定を進めてまいります。

妊娠期からの包括的支援の充実についてであります。母子健康手帳交付時から実施する伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援も一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を引き続き強化してまいります。また、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施しており、特に産後1年未満の母親を対象とした産後ケア事業を更に充実させて、支援体制の一層の充実を図ってまいります。

ブックスタート事業についてであります。図書館ではブックスタート事業に取り組み、絵本を介した親子のふれあいを支援し、子どもが日常的に本と出会い、読書に親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

保育所事業についてであります。引き続き、潜在保育士等再就職支援・登録事業を実施するとともに、人材派遣会社による保育士派遣業務委託を行うことにより、保育士の確保に努め、保育ニーズに対応してまいります。

学校・地域パートナーシップ事業についてであります。各小・中学校に配置された地域コーディネーターとPTAや学校支援ボランティアの皆様と共に、各地域の特性を生かした学習支援活動や生活安全支援活動、環境整備支援活動等を引き続き実施してまいります。

葛城市未来人材育成事業についてであります。本市の将来を担う子どもたちが、企業や大学、先端技術の研究機関等の施設を見学する機会を引き続き創出してまいります。さらに、本市におきましても、見学先と関わりを持つことで、産官学の連携を広げていけるよう努めてまいります。

学校施設整備事業についてであります。ゼロカーボンシティ宣言に基づく取組の一環といたしまして、学校施設の全ての照明設備のLED化を実施し、学校施設の省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出量を削減することで、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。また、新庄中学校におきまして、武道場のつり天井の耐震化と、洋式化を含めたトイレ等の改修工事を、磐城小学校におきまして、老朽化した空調設備の改修工事をそれぞれ実施してまいります。

学校情報化推進事業についてであります。GIGAスクール構想により配備された1人1台の端末や電子黒板を活用し、子どもたちが主体的に取り組み、自ら学び、考える力を培うため、デジタル教科書や教材等のデジタルコンテンツの活用を促進し、ICT機器の活用能力を高めるとともに、確かな学力の育成に努めてまいります。

学校給食事業についてであります。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え、アレルギーも考慮しながら、栄養バランスの取れた魅力ある給食を提供してまいります。また、地元の新鮮な野菜などを使った郷土料理を積極的に献立に取り入れるよう努め、学校給食を通じて、地産地消と食育の推進に努めてまいります。

部活動地域移行事業についてであります。令和8年度から、中学校の部活動につきましては地域移行または地域連携することが決定しております。本市におきましても、新年度は、中学校にない部活動を対象に地域移行に向けた実証事業を行い、運営組織の検討や実現に向けた課題などを抽出し、地域の実情に応じた体制づくりに努めてまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。

生涯学習活動の推進についてであります。中央公民館、當麻文化会館では、教室・講座や移動講座、地域分館活動の開催など、充実した生涯学習活動の支援に努めてまいります。

芸術文化の振興についてであります。生涯学習課、文化会館では幅広い世代の方々に楽しんでいただくための音楽や演劇、講演会やワークショップ等の事業を企画・開催し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会を提供してまいります。

図書館資料の充実についてであります。図書館では、市民の皆様の多様なニーズに対応する資料や情報の提供に努め、赤ちゃんから高齢者まで全ての年代の方が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。また、来館することが困難な方にも読書の機会を提供するため、電子書籍の充実を図り、電子図書館の利用促進に努めてまいります。

3. 活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。

尺土駅周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業についてであります。尺土駅周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者をはじめ市民の皆様の円滑な通行と安全が確保できるよう、道路改良事業の早期の完成を目指し、引き続き取り組んでまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様の円滑で安全な通行を確保するため、引き続き道路拡幅工事を推進してまいります。

社会資本道路改良事業についてであります。本市の工業地帯における物流などを支える市道新町・柳原線の道路改良事業の早期完了に向け、推進してまいります。また、地域交通の安全確保を目的として、市道兵家・南今市線と県道御所香芝線との交差点改良事業を進めてまいります。

橋梁定期点検事業・道路新設改良事業についてであります。橋梁の計画的な維持・管理に取り組み、橋梁定期点検事業の調査により、危険度が比較的高いと判定された橋梁につきましては、早期の修繕に努めてまいります。また、道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを常に良好な状態に保ち、市民の皆様の安全を確保してまいります。

「ぐるっとかつらぎ公共交通事業」についてであります。公共施設・鉄道駅・病院・商業施設等をつなぐ地域の生活交通を確保するため、れんかちゃんバスやけはや号、予約型乗合タクシーの3形態での「ぐるっとかつらぎ公共交通事業」を引き続き行ってまいります。また、令和5年度に引き続き乗車料金の無償化を行い、コミュニティバスの利用促進を図ってまいります。

水道事業・下水道事業についてであります。水道事業につきましては、原水確保にご理解をいただきながら、引き続き県営水道からの受水も行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給に努めてまいります。また、各浄水場の設備更新につきましては、各浄水場の補修整備計画等に基づき計画的に実施するとともに、管路の老朽化による漏水、濁り水対策として、耐震管への布設替えを順次進めてまいります。また、今後、浄水場の更新工事等を進めるため、新たに用地を購入してまいります。下水道事業につきましては、本市のストックマ

ネジメント計画に基づき、既存の下水道施設について、計画的に調査、診断を行い、適切な管理を行ってまいります。また、老朽化した施設につきましては、本市のストックマネジメント修繕改築計画に基づき、計画的に更新工事を実施してまいります。さらに、新年度も引き続き水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上に努めてまいります。

（２）産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策についてであります。各地域の将来の農業の在り方や農地の利用目標を定めた地域計画を策定し、大規模農家への農地の集約化を推進するとともに、耕作放棄地の拡大防止に努めてまいります。また、日本型直接支払制度の補助事業を推進し、農業振興地域の農業者が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等についてであります。中小企業資金融資制度や中小企業経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、利用者の拡大に向けても情報収集を行い、検討してまいります。さらに、商工会や奈良県よろず支援拠点としての連携も密にしながら、商工業者の支援につきましても引き続き行ってまいります。中南和広域での事業者支援を行う経営相談事業につきましても、引き続き実施してまいります。

工業系ゾーンの推進についてであります。工業系ゾーンにつきましては、南側近隣地におきまして、奈良県による御所ＩＣ周辺産業集積地造成事業が進められており、相乗効果により、さらなる発展が期待されております。当ゾーン内の市道新町・柳原線につきましても、同線の拡幅工事を進め、円滑な通行と安全を確保してまいります。

多言語大型看板の設置事業についてであります。本市を訪れる観光客に向けて、本市の玄関口の道路沿い３か所に、歓迎の気持ちを込めて、葛城市での観光をイメージさせる多言語大型看板を設置してまいります。

相撲館事業についてであります。けはやまつりやわんぱく相撲大会等の相撲イベントがより魅力的なものとなるよう磨き上げを行い、「相撲発祥の地・葛城市」を国内外に向けて更にＰＲしてまいります。また、大阪・関西万博を控えた中で、令和５年度に作成いたしました多言語対応の本市観光ホームページを通じてインバウンド向けにＰＲを行い、さらなる来館者の増加を目指してまいります。

ちゃんこ鍋コンテスト・フリーマーケット事業についてであります。令和５年度に実施し、好評をいただきました第１回けはやちゃんこ鍋コンテストに引き続き、第２回けはやちゃんこ鍋コンテストを実施いたします。また、第１回コンテストの入賞作品に輝いたちゃんこ鍋レシピを本市の新しい特産品とすべく、商品開発を進めてまいります。

移住・定住推進事業についてであります。定住人口の増加や地域経済の活性化を図るため、引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。また、奈良県と共同して、東京圏から市内に移住し、県内で就業または起業する方に対し、移住支援金の支給を引き続き行ってまいります。

（３）安心・安全な生活環境の整備。

災害・火災等発生に対する備えについてであります。関係機関との適切な役割分担や相互の連携教育が迅速に実現できるよう、葛城市地域防災計画に基づき、災害応援協定の充実を

図るとともに、避難訓練等を行ってまいります。また、災害等の発生時におきましては、全世帯を対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、市民の皆様には防災情報を確実にお伝えするとともに、情報伝達体制の強化や支援体制の充実を図ってまいります。一方、火災対策といたしましては、葛城消防署や各大字との協議を行いながら、消火栓等の設置を計画的に進め、消防設備の充実を図ってまいります。また、過去に発生した大地震における火災では、電気関係による火災が過半数を占めたという実情を踏まえ、今後発生が予想される大規模な地震に備え、火災の一因である電気火災の防止に有効な感震ブレーカーの一般家庭への普及啓発を図るとともに、設置費用の一部を補助する制度を引き続き実施いたします。

自主防災組織等の強化についてであります。地域防災力の充実強化のため、自然災害等の発生時に地域におけるリーダーとして活動いただく防災士への支援や、自助・共助の精神が培われた自主防災組織への活動支援を、地域防災マップの活用とともに、引き続き行ってまいります。あわせて、災害発生時には自主防災組織・消防団・奈良県広域消防組合・災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

建築物耐震改修促進事業についてであります。葛城市耐震改修促進計画に基づき、地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止や、道路等の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度を引き続き実施してまいります。また、葛城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに沿って、住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助し、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業や既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業につきましても、引き続き実施してまいります。

熱中症対策事業についてであります。熱中症対策の一環として、冷房施設を有する等の条件を満たした図書館などの施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、熱中症特別警戒情報の発表期間中は、市民の皆様が避難できるように開放する取組を実施してまいります。

クリーンセンター送電ルート変更工事についてであります。令和5年8月に発生した台風の際、倒木に伴う断線によりクリーンセンター施設が停電したことを重く受け止め、クリーンセンターへの送電ルートを変更する工事を行い、より安定した施設の稼働に努めてまいります。

交通安全施設整備事業についてであります。市道等における通行車両や歩行者の安全性、利便性を確保するために、カーブミラーやガードレール、転落防止柵や区画線等の設置を行ってまいります。また、児童・生徒の通学路における安全確保のため、グリーンベルトの設置など、危険箇所における安全対策に引き続き取り組んでまいります。

交通安全対策についてであります。令和5年4月より自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、全市民を対象に、同年10月よりスタートさせたヘルメット購入補助事業につきまして、新年度も引き続き実施し、交通事故における死傷者の減少を目指してまいります。また、幼児2人同乗用自転車購入費補助金及び自動車急発進抑制装置設置費補助金交付事業につきましても、引き続き実施してまいります。

児童の登校時等に伴う安全の確保についてであります。交通事故多発地点等の危険箇所に

つきましては、啓発看板の設置や交通指導員等の定期的な巡回により、交通事故の抑制に努めてまいります。新年度につきましては、市内小学校におきまして、子ども飛び出し注意看板デザインコンテストを実施し、優秀作品をそのまま製品にした子ども飛び出し注意看板を製作・設置することにより、児童の登下校時等における交通事故防止や、交通安全意識の向上等の啓発に努めてまいります。また、児童の登下校時等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を継続して実施するとともに、交通安全母の会、交通対策協議会等の皆様による、交通安全意識の向上を目的とした啓発活動を引き続き実施してまいります。

空家等対策事業についてであります。空家等対策計画の策定に向けて、新年度は市内の空家等実態調査を実施してまいります。また、老朽化した危険な空き家の発生を未然に防止し、地域の安全性の向上に努め、市内における防災・防犯上危険な空き家の解体工事に係る費用の一部に対する補助を引き続き実施してまいります。

特殊詐欺等防止対策の強化についてであります。高齢者を狙った特殊詐欺等が年々増加しているため、特殊詐欺等防止対策機器購入費用の一部補助を継続して行うことにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止し、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

消費生活相談事業。複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を御所市との広域連携により引き続き設置し、相談体制の一層の充実を図ります。また、消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。加えて、高齢者等の消費者被害に対して、地域社会が連携して見守りを強化していく見守りネットワークが令和5年度に設立いたしました。日常生活を送る上で起こり得る消費者被害の未然防止や早期発見につなげてまいります。

4. その他。

當麻庁舎周辺エリアの再編についてであります。引き続き、當麻複合施設の整備に向けて、設計及び管理・運営計画の具体化を進めてまいります。また、庁舎跡地活用におきましては、民間活用の導入を含めた利活用方法の検討を進めてまいります。

新庄庁舎の外壁等工事についてであります。建築後36年が経過した新庄庁舎につきまして、経年劣化による外壁の汚れや損傷、老朽化による雨漏りなども発生していることから、今後も安全快適に永く使用できるよう、外壁等の改修工事を行ってまいります。また、玄関前の段差の解消、誘導ブロックの敷設等、肢体不自由者や視覚障がいを持つ方のため、バリアフリー改修工事や南側玄関前ロータリーの修繕工事も併せて実施いたします。

ふるさと応援寄附事業についてであります。本市の魅力や地元特産品等のPRにふるさと応援寄附制度を活用し、今後も返礼品を拡充しながら、本市を応援していただける寄附者を全国から広く募ってまいります。また、観光事業とも連携し、本市の観光ホームページとふるさと応援寄附事業との両輪で本市の魅力を発信することで、本市への誘客を図ってまいります。

個人番号カード関連事業についてであります。国は安全・安心で利便性の高いデジタル社

会をできる限り早期に実現する観点から、マイナンバーカードの取得に係る各種施策を推進してきました。本市におきましても、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスや、オンラインによる住民票や戸籍などを請求できるサービスを導入しており、市民の皆様がその利便性を享受していただけるよう、引き続きマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

自治体DX推進事業についてであります。国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、デジタル技術等を活用した住民の利便性の向上や業務の効率化を図った行政サービスの向上を推進するため、自治体の情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードの活用、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の強化等に取り組んでまいります。

友好自治体交流事業。これまでの関係を踏まえながら、それぞれのニーズに合わせた形で調整を行い、友好と交流を深め、地域の活性化につなげてまいります。

国際交流事業についてであります。国際交流活動の推進や観光インバウンドの促進のため、既にアプローチした団体との交渉を引き続き推進してまいります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要を説明申し上げます。皆様のご意見を伺いながら、自主財源の安定的な確保に努め、歳出を見直し、財政の健全化を維持しながら、市民の皆様が必要とする行政サービスを提供してまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げまして、新年度の施政方針とさせていただきます。

川村議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午後 1時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

次に、日程第4、議第1号及び日程第5、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案理由を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号及び議第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の吉川紗代氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き吉川氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の仲川道興氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き仲川氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上2名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第2項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
それでは、日程第4、議第1号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第1号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第5、議第2号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第2号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第6、議第3号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第3号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育長の椿本剛也氏が本年3月31日付で任期が満了することに伴い、提案するものでございます。椿本氏におかれましては、人格が高潔で、教育行政に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第3号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

東副市長。

東 副市長 それでは、葛城市土地開発公社の令和6年度予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず初めに、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。収益的収入及び支出の予算額につきましては、収益的収入が5,079万8,000円、収益的支出は5,027万5,000円となっております。次に、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が5,000万円、資本的支出が1億72万7,000円でございます。

続きまして、予算内容の詳細についてのご説明をさせていただきますので、4ページを開きください。令和6年度葛城市土地開発公社事業計画書についてでございます。まず、取得事業明細でございますが、公有地の取得事業費といたしまして、5,000万円の枠取りをさせていただきますいております。次に、2つ目といたしまして、売却事業明細でございますが、令和6年度中に枠取りの取得見込み用地を年度内に買い戻されたものといたしまして、公有地売却収益といたしまして5,067万7,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。資金計画でございます。まず、受入資金でございますが、前年度繰越金が1,668万8,000円、公有地取得事業収益が5,067万7,000円、事業外収益が12万1,000円、借入金が5,000万円、合計1億1,748万6,000円でございます。一方、支払資

金といたしまして、公有地取得事業費が5,397万6,000円、一般管理費が10万円、借入金償還金が5,000万円、合計1億407万6,000円で、受入資金と支払資金の差引額は1,341万円でございます。

次に、6ページをご覧くださいと思います。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が5,067万7,000円、事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が5,017万5,000円、差引事業総収益といたしまして、50万2,000円でございます。次に、一般管理費といたしましては10万円、事業外収益といたしましては、事業外収益合計が12万1,000円でございます。結果といたしまして、経常利益は、当期純利益ともに同額の52万3,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が1,341万円、代行用地が2億642万9,000円、流動資産合計2億1,983万9,000円、資産合計も同額の2億1,983万9,000円でございます。負債の部といたしまして、固定負債の借入金が1億5,750万円、負債合計も同額の1億5,750万円でございます。資本の部といたしまして、資本金合計500万円でございます。次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が5,681万6,000円、当期純利益52万3,000円、準備金合計5,733万9,000円、資本合計6,233万9,000円でございます。負債・資本合計2億1,983万9,000円となりまして、資産合計と同額でございます。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額であります。附属書類の説明書をもってご説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。初めに収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が5,067万7,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして12万円、収入合計で5,079万8,000円でございます。

次に、9ページをご覧ください。収益的支出の部でございますが、事業原価といたしまして、代行用地売却原価が5,017万5,000円、一般管理費の経費といたしまして10万円、支出合計が5,027万5,000円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出予算の説明書でございます。収入の部といたしまして、借入金で5,000万円でございます。次に、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,072万7,000円、借入金償還金が5,000万円で、支出合計1億72万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 2点について質疑をさせていただきます。

1点目は細かい質疑と、大きな意味での質疑になりますけれども、毎年毎年上がっている雑収入というところで、12万円が上がっております。これについては、公社が持つ土地を貸しているということで、駐車場等で貸されていると思いますけれども、それで収入を得ている。このことについてお聞きするわけですが、土地開発公社というのは、何か事業をしよう

とした場合に、先行取得をしているというのが主な業務であります。だから、事業をするまでの間に先行取得した土地を、事業終了まで賃貸してもいいですよと、こういうことになっているので、これはこれで理解をしているところなんですけども、非常にこの部分が長期にわたっている。その土地自体が将来的に事業をするんだというのであれば、そういうことですけども、もうこれが長期にわたっているということになると、先行取得した土地が事業終了まで貸せるというところら辺の趣旨から少し外れているんじゃないか、問題なしにしろね。趣旨から少し外れているのではないかなということが考えられます。この辺について、どのように検討されているのかというのを、お考え、1点目。ちょっと細かいお話になりますけども、確認しておきたいと思います。

2点目は少し大きなお話になります。土地開発公社というのは、昭和47年だから、もうかなり前になりますけども、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法というものに基づいてやられたわけですよ。各市町村が土地開発公社というのを創設された。その当時は学校を造らなあかん、道路を造らなあかん、いろんな公共施設を造らなあかんというところら辺があって、かつ土地が値上がりしていく時代でございましたので、先行取得をして、早く土地を押さえていくという意味合いで、土地を拡大していこう、公有地を拡大していこうという時代の土地開発公社でございました。昨今、全国的に見ると、土地開発公社が解散されているという事例がもう多々見られるようになりました。

そこで、今、理事長である東副市長から説明を受けたわけですが、葛城市の土地開発公社も、昨年も何も動いていない。今年にあっても、今、説明、言葉ではございましたけども、粹取りをやっていると、こういう状況であります。記憶でありますから、ちょっと確かじゃないですけど、ここ2年は土地開発公社の動きがない状況ではなかろうかと思えます。これを入れると、もう3年間動かへん可能性も出てまいります。そういった中で、さきに申し上げたように、全国的には土地開発公社そのものが、もうその役割は終わったという意味合いもあるし、ちょっと前後しますけども、土地開発公社の1つの、議会側から言う問題点は、議会を通さずに土地を購入できるというようなところもございましたので、本当に解散していつているところが多いという認識はございます。そういった意味から、土地開発公社の将来というんですか、その解散についてという意味合いで、そういう議論をされているのかどうか、今後どのようにお考えなのかということをこの際、確認しておきたいと思えます。

以上です。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの藤井本議員のご質問の、まず駐車場用地として貸している土地の部分についてですが、公社が保有する用地には、それぞれ事業目的がございまして。駐車場として貸し出している土地についても、基本的にはこれらの用地は市に買い戻ししていただく必要がございまして、仮に用地を民間等に払い下げる場合には、公社の事務手続上は市と協議を行い、特定土地という用途へ変更を行うなど、慎重に進めるべき事項であるとまず考えております。

それと、公社の解散についてということでございますが、先ほども申されましたが、開発公社が設立された当時は、土地の価格が上昇しておりましたので、公社の役割が大変貴重であったと思うんですけど、バブル崩壊以後は日本の土地価格は急落しており、設立当初に比べまして、土地開発公社の先行取得という意味においては、存在意義が薄れていると思われます。現在、公社が保有している用地は、一旦、市からの先行取得依頼に基づきまして取得したものでございますので、それぞれの用地にはそれぞれ事業目的があり、地元との話合いも必要になってくる場合もあると考えております。まず、公社の解散につきましては、土地の用途がある程度明確になった後で、公社の存続についての検討を行っていく流れになると考えております。

今後の方向性につきましては、公社の経営状況も踏まえまして、理事会でしっかりと協議を行ってまいります。また、市の各事業における用地の先行取得依頼にも対応できるように準備もしつつ、解散に向けての研究も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 14番、藤井本議員。

藤井本議員 説明ありがとうございました。土地開発公社で所有している土地を駐車場として貸しているという部分について、こういう方法があるんだというお話もございました。何がええのかというのは、もうそちらにお任せしておきますので、いつまでも同じ形というのは、これはどこかでやっぱり動かないかんことやと思いますので、それは公社のほうでよろしく願いしておきます。

解散ということを突如ぱつと言うから、もう皆さんびっくりされただろうかと思えますけど、世間一般的には解散の計画とか、解散を目指しているというのが多いと思うんです。もう一回、ここだけ確認したいんですけど、奈良県で、分かる範囲で結構ですけど、解散したところという形で答えてもらってもいいし、まだ土地開発公社が残っているところと答えてもうてもいいから、今、奈良県の状況はどんな状況やねんということを教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

葛城市を含めまして、県内の公社のあるところでございますが、生駒市、五條市、宇陀市、大和高田市、橿原市の6市で公社が存続しておるというものです。また、解散したところでは、近隣の市町では、御所市、香芝市、広陵町、河合町、上牧町などが公社を解散いたしております。

以上でございます。

川村議長 14番、藤井本議員。

藤井本議員 あと、意見だけ述べたいと思います。今、説明があったように、市だけでいうと葛城市を入れて、12市のうち、もう半分しか残っていない、そういう状況にあるわけですね。だから、一定の方向で協議をするというお答えをいただきましたので、どちらにしろ、解散するにもいろんな複雑な事務があるわけですね。要るものなら要るでいいですよ。しかし、先送りということの指摘をすることのないように、これから土地開発公社の事務というもの

を進めていただくことをお願いして終わります。

以上です。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度葛城市一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

なお、本件につきましても委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案の理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。令和5年度葛城市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,353万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億5,364万7,000円としたものでございます。補正内容につきましては、物価高騰に直面し、その影響を特に受けている住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯に対し生活支援金の支給を行うもので、できる限り早期に支給する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月16日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、議第4号から日程第25、議第20号までの条例の制定、条例の一部または全部改正、17議案を一括議題といたします。

本17議案につき、提案の理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第４号から議第20号までの17議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第４号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、本市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、デジタル技術の活用により、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現に寄与することを目的として、単に情報化のみならず、広くDX推進に取り組むため、基本理念や原則を示す条例を制定するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第５号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバーの利用が認められる事務について定める法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の文言を修正するほか、所要の改正を行うものでございます。施行期日は改正法令の施行日でございます。

次に、議第６号、葛城市防災会議条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平時から連携を図り、防災計画の作成により資するよう、委員の定数を２名追加する改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第７号、葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第８号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和６年度国民健康保険税を課するに当たり、奈良県より令和６年度の県内統一保険税率が示されたことに伴い、改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第９号、葛城市保育所条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、磐城第１保育所が令和６年３月31日をもって閉園することに伴い、条例から当該施設を削除するものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、施設の運営規程の概要などの重要項目の周知方法に関することや、電磁的記録媒体の定義に係る規定の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。なお、電磁的記録媒体の定義に係る規定については、公布の日から施行いたします。

次に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和６年度より、子育て世帯の負担軽減を目的として、第２子目以

降の保育料の無償化を実現するための規定を設けるとともに、延長保育料の規定の整備等の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第12号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例、葛城市乳幼児等医療費助成条例、葛城市心身障害者医療費助成条例の3条例について、令和6年8月から開始される18歳までの子どもに関する医療費助成の現物給付化に伴う年齢要件等について、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年8月1日でございます。

次に、議第13号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定、または法令の改正に対応するため、介護保険料の段階と乗率等について、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第14号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化の観点から、本市の独自規定を定め、それ以外の項目については、法令の定めるところによることとする改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第15号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化の観点から、本市の独自規定を定め、それ以外の事項については、法令の定めるところによることとする改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化の観点から、本市の独自規定を定め、それ以外の事項については法令の定めるところによることとする改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第17号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化の観点から、本市の独自規定を定め、それ以外の事項については法令の定めるところによることとする改正を行うものでございます。施行期日

は本年4月1日でございます。

議第18号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項について、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第19号、葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正により、水道法等による権限の所管が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、議第20号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本17議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第8号の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、1点質問をさせていただきます。これは、葛城市の国民健康保険に加入している方の保険税を引き上げる条例内容となっておりますが、今年度の保険税と比較して、どの程度の引上げ率となっているのか伺います。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねの件、令和5年度から令和6年度が9.91%となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 9.91%上がるということであります。施政方針、先ほど市長がおっしゃった中にありましたけれども、国民健康保険につきましては県単位化ということで、奈良県の統一保険税の水準に向けて、7年間をかけて経過措置を取って、毎年引き上げてまいりました。これが最終の引上げとなるというご説明も市長の施政方針の中でございましたけれども、実は6年前、私が議員になった1年目ですけれども、同じ3月議会で、この奈良県単位化のお話が厚生文教常任委員会で行われました。そのときに、経過措置を取るということで、7年間葛城市は段階的に引き上げていきますという説明を受けました。それまで12市で一番低い国民健康保険税であり、奈良県内でも下から3番目前後で大変低い国民健康保険税が、統一水準になるということになると大変な引上げをしなければいけないので、7年間をかけて経過措置を取るということでございました。そのときに示された資料では、毎年4.5%、7回引き上げということで説明をいただいていたわけでありまして。ところが今、最終年度、9.91%の引上げとなれば、倍になる当初の見込み違いの引上げとなっております。

ちなみに、昨年については7.97ポイント引き上げていますから、それ以前は4.5ポイントずつです。5年間4.5ポイントずつ引き上げ、6年目に7.97ポイント、今回9.91ポイント。当初説明を受けていた引上げ率と全く違う、大幅な負担を被保険者に強いる条例案となっておりますので、なぜこんなことになったのか、このことについてはちょっと説明を伺いたいと思うんです。どうしてこんな見込み違いになったのか、この点について伺います。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 お尋ねの件について答弁させていただきます。当初の見込みからの状況の変化といたしましては、社会保険等の被用者保険の適用拡大、また団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行したことなどによる被保険者の減少、そして医療の高度化などによる1人当たり医療費の増加などがこの原因と考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 これでちょっと意見だけ述べさせていただきますが、3点ほど変化があったということがあります。直接的に一番大きいのは、やっぱり被保険者の加入者の脱退が大変増えているということであります。その脱退理由は、今おっしゃいました社会保険の、特に協会けんぽ等、加入要件が緩和されたということで、高い国保制度から、週20時間働けば社会保険に入れるようになりましたから、働くことによって社会保険を得ようとする方が増えて、大変脱退者が増えている。これは加速度的に増えていくと思います。したがって、私は、議会も行政も国保の安定的運用ということを考える上で、この問題、構造的な問題とも言われていますので、抜本的に国保を安定させるためにどうしていくことができるのかということ、しっかりと今後、議論をしていく必要があるのではないかとのご意見を申し上げて、質問とさせていただきます。

ちなみに、もう一つ言うと、奈良県単位化といっても、会計は葛城市の国保会計でありますから、葛城市の国保会計の財政調整基金等も使いまして、子どもの均等割の問題、こうしたことで支払える国保にしていくということが、私は1つの課題にもなっているかなと思いますので、併せて付け加えて質問といたします。

以上です。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第4号から議第7号までと議第18号、議第20号の6議案については総務建設常任委員会に、議第8号から議第17号までと議第19号の11議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第26、議第21号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第21号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、水道法等による権限の所管が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の変更を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議第22号から日程第32、議第27号までの令和5年度補正予算6議案と、日程第33、議第28号から日程第41、議第36号までの令和6年度当初予算9議案の予算関係15議案を一括議題といたします。

本15議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第22号から議第36号までの15議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第22号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億5,782万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、また、国の補正予算に伴う補正といたしまして、年度を前倒し補正予算を計上するもので、総務費では戸籍住民基本台帳事業、農林商工費では団体営土地改良事業、教育費では小学校管理事業及び中学校管理事業でございます。第2条は繰越明許費で、国の補正予算に伴う事業など13事業を繰越しするもので、また、第3条は地方債の補正でございます。

次に、議第23号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,127万9,000円とするものでございます。なお、補正内容につきましては、保険税の減額及び基金積立金の追加並びに不用額の減額でございます。

次に、議第24号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,625万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、光熱水費の減額でございます。

次に、議第25号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,419万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

次に、議第26号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、収益的収入の総額から1,149万3,000円を減額いたしまして、収益的収入の総額を7億8,514万7,000円とし、収益的支出の総額から774万8,000円を減額いたしまして、収益的支出の総額を7億7,204万9,000円とするものでございます。また、資本的支出の総額から450万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を4億2,288万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、原水不足による県営水道受水費の追加及び不用額の減額でございます。

次に、議第27号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、収益的収入の総額から140万5,000円を減額いたしまして、収益的収入の総額を12億461万1,000円とし、収益的支出の総額から88万2,000円を減額いたしまして、収益的支出の総額を12億34万7,000円とするものでございます。また、資本的収入の総額から1,260万円を減額いたしまして、資本的収入の総額を4億1,530万円とし、資本的支出の総額から1,312万3,000円を減額いたしまして、資本的支出の総額を8億981万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、不用額の減額及び消費税及び地方消費税の増額でございます。

次に、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は176億5,100万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2億4,185万9,000円の増となっております。主な事業といたしましては、市制20周年記念事業、子どものための教育・保育給付事業、小型トイレカー整備事業、中学校武道場改修事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入につしまし

ては、市税で44億5,945万円で、前年度比約3%の増を見込んでおります。また、地方交付税といたしまして50億5,000万円を計上いたしております。

次に、議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は38億4,700万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと7,600万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億7,801万3,000円、国民健康保険事業費納付金で9億8,293万9,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第30号、令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額は33億8,970万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと1億1,890万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で31億4,795万4,000円、地域支援事業費で1億9,239万5,000円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は4,250万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと870万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で4,099万4,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第31号、令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億6,840万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと1,760万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億467万6,000円、給食材料費で2億6,328万9,000円、光熱水費で3,655万6,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第32号、令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,860万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと710万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、墓地返還に伴う償還金として739万8,000円、積立金で774万7,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第33号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,830万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと20万円の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で683万6,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は6億7,740万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたし

ますと5,880万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で6億7,121万5,000円となっております、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第35号、令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和6年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万5,543戸、年間総配水量が457万6,000立方メートルを予定しております。収益的収入は8億1,151万4,000円、収益的支出は8億90万5,000円でございます、支出の主なものといたしましては、県営水道受水費を含む原水及び浄水費で3億5,106万7,000円、総係費で1億150万1,000円、減価償却費で2億7,390万円となっております。次に、資本的収入は1,224万円、資本的支出は5億4,225万1,000円でございます、不足する額5億3,001万1,000円につきましては、建設改良積立金等で補てんを予定しております。

最後に、議第36号、令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和6年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万5,717人、年間有収水量は383万2,000立方メートルを予定しております。収益的収入は11億9,610万9,000円、収益的支出は11億9,179万7,000円でございます、支出といたしましては、営業費用で10億8,258万2,000円、営業外費用で1億891万5,000円、特別損失で30万円となっております。資本的収入は4億6,416万3,000円、資本的支出は8億125万2,000円でございます、不足する額3億3,708万9,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本15議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第22号から議第36号までの15議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号から議第36号までの15議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時03分

再 開 午後2時50分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の

規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、7日、8日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、12日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、また13日、15日、21日は午前9時30分から、18日、19日は午後1時から予算特別委員会がそれぞれ開催されます。また、議会改革特別委員会及び當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の各委員長から、会期中に委員会を開催したいとの申入れがあり、調整の結果、議会改革特別委員会は22日午前9時30分から、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会は22日午後2時から開催されることとなりましたので、ご承知おきください。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時52分